貨車	一〇	特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）
高圧ボンベ車及び高圧タンク車	一二	
薬品タンク車及び冷凍車	一五	
その他のタンク車及び特殊構造車	二〇	
その他のもの	一〇	
線路建設保守用工作車	一五	
鋼索鉄道用車両	一〇	
架空索道用搬器	五	
閉鎖式のもの	八	
その他のもの	二〇	
無軌条電車		
その他のもの		

消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	四	五
モータースィーパー及び除雪車		
タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゅう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの		
小型車（じんかい車及びし尿車にあっては積載量が二トン以下、その他のものにあっては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	四	三
その他のもの		

運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	四	二
自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	五	四
小型車（貨物自動車にあっては積載量が二トン以下、その他のものにあっては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	五	三
その他のもの		
大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）		
その他のもの		
乗合自動車		
自転車及びリヤカー		
被けん引車その他のもの		

前掲のもの以外のもの	四	
自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）		
小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）		

その他のもの	四	七
貨物自動車	三	五
ダンプ式のもの	四	四
その他のもの	四	七
報道通信用のもの	二	三
その他のもの	三	六
二輪又は三輪自動車	五	五
自転車	五	五
鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	二	三
金属製のもの	二	三
その他のもの	二	三
フォークリフト	二	三
トロッコ	二	三
金属製のもの	二	三
その他のもの	二	三
その他のもの	二	三
自走能力を有するもの	二	三
その他のもの	二	三

工具		
測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	五	
治具及び取付工具	四	三
ロール	四	三
金属圧延用のもの	四	三
なつ染ロール、粉砕ロール、混練ロールその他のもの	四	三
プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	三	三
その他のもの	三	三
切削工具	三	三
金属製柱及びカッペ	三	三
型（型枠を含む。）、鍛圧工具及び打抜工具	二	三
活字及び活字に常用される金属	二	三
購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。）	二	三
自製活字及び活字に常用される金属	二	三
白金ノズル	八	一三
その他のもの	八	一三
前掲のもの以外のもの	八	一三
前掲の区分によらないもの	八	一三
白金ノズル	八	一三
その他の主として金属製のもの	八	一三
その他のもの	八	一三